

税制改正に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

平成 22 年 3 月 31 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

平成 22 年度税制改正に伴い、国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等の配当等のうち、当該配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払が行われるものについては、当該金融商品取引業者が当該配当等の源泉徴収義務者（特別徴収義務者）となるため、このたび外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

配当等に関する調書の作成、提出等を行う者として、「法令上配当等に関する調書の作成、提出等を義務づけられているその他の者」を加えるなど所要の規定の整備を行う。

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第 72 条第 6 項等

3. 施行日

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

以 上